

国東市告示第120号

国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

国東市長 三河 明史

国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内において実施されるスポーツ合宿の主催者に対して、その事業に要する経費の一部を助成することにより、市内へのスポーツ合宿の誘致を促進し、もって地域への経済効果の波及を図るとともに、交流人口の拡大及びスポーツ機運等の向上に資することを目的として、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、国東市補助金等交付規則(平成18年国東市告示第62号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「スポーツ合宿」とは、市外の学校、企業スポーツ団体、青少年スポーツ団体その他これらに類する団体が市内施設において実施するスポーツ活動をいう。

2 この告示において「宿泊施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業許可を受けた市内の宿泊施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市内で開催されるスポーツ合宿の主催者とする。

(補助対象事業)

第4条 スポーツ合宿のうち、補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、スポーツ合宿期間中において、市内の宿泊施設に宿泊し、かつ次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的としたものでないこと
- (2) 営利を目的としたものでないこと
- (3) 地域経済の活性化及びスポーツ機運等の向上に寄与するものであること
- (4) 国東市からの他の補助金等の助成を受けていないものであること

(補助金額及び補助対象経費)

第5条 スポーツ合宿に対する補助金の額は、予算の範囲内において、延べ宿泊者数(宿泊した参加者等の人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。)に2,000円を乗じて得た額とし、1つのスポーツ合宿につき20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又はスポーツ合宿の開催要項等これらに類するもの
- (2) 事業収支予算書(様式第2号)
- (3) 宿泊先を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「補助対象事業者」という。)について、内容を変更、又は中止しようとするときは、あらかじめ国東市スポーツ合宿誘致事業補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更による場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、交付決定の内容を変更、又は取り消したときは、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)又は国東市スポーツ合宿誘致事業補助金中止決定通知書(様式第6号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助対象事業者は、当該交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに国東市スポーツ合宿誘致事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊証明書(様式第8号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、国東市スポーツ合宿誘致事業補助金額の確定通知書(様式第9号)により補助対象事業者に通知するもの

とする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助対象事業者が前条の規定による通知を受けたときは、速やかに国東市スポーツ合宿誘致事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第12条 市長は、補助対象事業者に対し、補助金の交付に必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 前条に規定する指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限りその効力を失う。